

許可の要件

	一般建設業	特定建設業								
		指定建設業以外	指定建設業 (土・建・電・管・鋼・舗・園)							
経営業務管理責任者の配置	<p>法人（常勤の役員）、個人（本人又は支配人）の一人が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>② 建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、かつ、執行役員として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験を有する者</p> <p>③ 建設業に関し、経営業務の管理責任者に準じる地位にあって6年以上経営業務を補佐した経験を有する者</p> <p>法人（常勤の役員）、個人（本人又は支配人）の一人が次のいずれかに該当する者であり、下記の補佐するものを置くこと。</p> <p>① 建設業に関し、2年以上役員としての経験を有し、かつ5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者</p> <p>② 5年以上役員等としての経験を有し、かつ建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者</p> <p>◎ 常勤役員等を直接に補佐する者として、次に該当する者がそれぞれに置かれること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有する者 ・ 5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有する者 ・ 5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有する者 									
営業所技術者等の配置	<p>営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任の者を置くこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>① 許可を受けようとする建設業に関し、表1に掲げる学科を修め 大学・高専卒業後3年以上 高校卒業後5年以上 の実務経験を有する者</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>① 国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（昭和63年6月6日建設省告示第1317号）。 一級の（管理）技士、建築士、技能士</p> </td> <td rowspan="3" style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>① 左記①、③に該当する者</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>② 許可を受けようとする建設業に関し 10年以上の実務経験を有する者</p> </td> <td> <p>② 許可を受けようとする建設業に関し、左記の①、②又は③のいずれかに該当し、かつ元請として4,500万円（平成6年12月28日以前：3,000万円以上、昭和59年10月1日以前：1,500万円以上）以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験（※）を有する者</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>③ 上記①、②と同等以上の知識、技術又は技能を有すると認められた者（別に定める国家資格（表2）を有する者。施工（管理）技士、建築士、技術士など）</p> </td> <td> <p>③ 国土交通大臣が上記①、②に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p> </td> </tr> </table>			<p>① 許可を受けようとする建設業に関し、表1に掲げる学科を修め 大学・高専卒業後3年以上 高校卒業後5年以上 の実務経験を有する者</p>	<p>① 国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（昭和63年6月6日建設省告示第1317号）。 一級の（管理）技士、建築士、技能士</p>	<p>① 左記①、③に該当する者</p>	<p>② 許可を受けようとする建設業に関し 10年以上の実務経験を有する者</p>	<p>② 許可を受けようとする建設業に関し、左記の①、②又は③のいずれかに該当し、かつ元請として4,500万円（平成6年12月28日以前：3,000万円以上、昭和59年10月1日以前：1,500万円以上）以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験（※）を有する者</p>	<p>③ 上記①、②と同等以上の知識、技術又は技能を有すると認められた者（別に定める国家資格（表2）を有する者。施工（管理）技士、建築士、技術士など）</p>	<p>③ 国土交通大臣が上記①、②に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p>
<p>① 許可を受けようとする建設業に関し、表1に掲げる学科を修め 大学・高専卒業後3年以上 高校卒業後5年以上 の実務経験を有する者</p>	<p>① 国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（昭和63年6月6日建設省告示第1317号）。 一級の（管理）技士、建築士、技能士</p>	<p>① 左記①、③に該当する者</p>								
<p>② 許可を受けようとする建設業に関し 10年以上の実務経験を有する者</p>	<p>② 許可を受けようとする建設業に関し、左記の①、②又は③のいずれかに該当し、かつ元請として4,500万円（平成6年12月28日以前：3,000万円以上、昭和59年10月1日以前：1,500万円以上）以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験（※）を有する者</p>									
<p>③ 上記①、②と同等以上の知識、技術又は技能を有すると認められた者（別に定める国家資格（表2）を有する者。施工（管理）技士、建築士、技術士など）</p>	<p>③ 国土交通大臣が上記①、②に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p>									
誠実性	<p>法人である場合は、その法人、役員、支店又は営業所の代表者、個人である場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。</p>									
財産的基礎	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 自己資本の額が500万円以上であること。（申請時の直前の決算期における財務諸表）</p> <p>② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。</p> <p>③ 許可申請の直前過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。</p>	<p>次のすべてを満たすものであること。 （申請時の直前の決算期における財務諸表）</p> <p>① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>② 流動比率が75%以上であること。</p> <p>③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>								

※「指導監督的な実務経験」とは、発注者から直接請け負った建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいう。